第四十八条の九の十七の見出しを「（市町村長と年金保険者との間における通知の方法等）」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の七の七第四項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による年金保険者から市町村への」を「第三百二十一条の七の十一第一項の規定により市町村長が地方税共同機構（以下この項及び第三項において「機構」という。）を経由して行わせるものとされた同条第一項に規定する年金保険者が市町村長に対して行う」に改め、「には」の下に「、当該年金保険者が」を、「定める者」の下に「及び機構の順に経由して行われるよう当該各号に定める者に伝達することにより、これら」を加え、同項第一号中「次項」を「第三項第一号」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「方法」の下に「その他市町村長と年金保険者との間における通知」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三百二十一条の七の九第三項の規定並びに第四十八条の九の十五第二項並びに前条第二項及び第七項の規定による市町村から年金保険者への」を「第三百二十一条の七の十一第二項の規定により市町村長が機構を経由して行うものとされた同項に規定する年金保険者に対して行う」に改め、「には」の下に「市町村長が、機構及び」を、「定める者」の下に「の順に経由して行われるよう機構に伝達することにより、これら」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三百二十一条の七の十一第二項に規定する政令で定める規定は、第四十八条の九の十五第二項並びに前条第二項及び第七項の規定とする。

第四十八条の九の十九第一項中「第三百二十一条の七の十二第一項」を「第三百二十一条の七の十三第一項」に改め、同条第二項中「第三百二十一条の七の十二第二項」を「第三百二十一条の七の十三第二項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の七の十二第一項」を「第三百二十一条の七の十三第一項」に改める。

第五十三条の二第四項中「附則第四十八条第一項第一号」を「附則第四十八条第一項第二号」に改める。

第五十七条の二中「除く。」の下に「及び第五十七条の五の二（第四号に係る部分に限る。）」を加え、同条の表に次のように加える。

第五十七条の五の二第四号	市町村民税	都民税

本則に次の一条を加える。

（電子計算機処理に伴う措置）

第五十九条　法第七百八十六条第一項に規定する政令で定める措置は、情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体（法第七百六十二条第一号ロに規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）の保管とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　特定徴収金の収納の特例

（特定徴収金の収納）

第五十七条の五　地方税共同機構（以下この条及び第五十七条の五の三において「機構」という。）は、特定徴収金（法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金をいう。以下この条及び第五十七条の五の三において同じ。）の納付又は納入に関する事項として総務省令で定める事項が記載された書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第二十二条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）を含む。第五十七条の五の三第二項において「納付事項記載書類等」という。）に基づかなければ、特定徴収金の収納をすることができない。

2　機構は、その収納した特定徴収金に関する事項として総務省令で定める事項を、地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他総務省令で定める方法により、当該特定徴収金を納付し、又は納入すべき地方団体の長に通知するとともに、総務省令で定めるところにより、当該特定徴収金を、当該地方団体の会計管理者又は地方自治法施行令第百六十八条第六項に規定する当該地方団体の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、機構が行う特定徴収金の収納の事務に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（法第七百四十七条の五の二第二項の政令で定める地方税）

第五十七条の五の二　法第七百四十七条の五の二第二項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げるものとする。

一　個人の道府県民税（法第四十一条第一項の規定によりその例によることとされる法第三百二十一条の三又は第三百二十八条の四の規定により特別徴収の方法により徴収するものに限る。）及び市町村民税（法第三百二十一条の三又は第三百二十八条の四の規定により特別徴収の方法により徴収するものに限る。）

二　法人の道府県民税

三　法人の事業税

四　法人の市町村民税

五　事業所税

（特定徴収金の収納の委託）

第五十七条の五の三　機構は、法第七百四十七条の五の二第三項の規定により同項に規定する特定徴収金の収納の事務の一部を特定金融機関等（同項に規定する特定金融機関等をいう。以下この条において同じ。）に委託したときは、その旨を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。当該委託を廃止し、又は変更したときも、同様とする。

2　特定金融機関等は、納付事項記載書類等に基づかなければ、特定徴収金の収納をすることができない。

3　特定金融機関等は、その収納した特定徴収金に関する事項として総務省令で定める事項を機構に通知するとともに、当該特定徴収金を機構に払い込まなければならない。この場合における第五十七条の五第二項の規定の適用については、同項中「その」とあるのは、「収納の事務の一部を第五十七条の五の三第一項に規定する特定金融機関等に委託して」とする。

4　前三項に定めるもののほか、特定金融機関等が行う特定徴収金の収納の事務に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則第六条の二に次の一項を加える。

9　法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額とする。

附則第十一条第四十一項を削り、同条第四十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第四十六項に規定する特定電気通信設備」を「附則第十五条第四十五項に規定する特定電気通信設備」に改め、同項第一号中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十五項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十六項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十六項」に、「同条第四十六項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第四十七項」に改め、同項を同条第四十六項とする。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百八十七　地方税共同機構

第九条の四に次の一号を加える。

百三十三　地方税共同機構